

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十七号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一〇十一（略） 十二 一（エチルアミノ）エチル——（四—イソプロポキシベンジル）——五—ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 十三〇二十四（略） 二十五 二（四—エトキシベンジル）——五—ニトロ——（二—（ペリジン——イル）エチル）ベンズイミダゾール及びその塩類 二十六〇八十三（略） 八十四 五—ニトロ——（四—プロポキシベンジル）——（二—（ピロジン——イル）エチル）ベンズイミダゾール及びその塩類 八十五〇百二十（略） 百二十一 六a・七・八・九・十・十一—ヘキサヒドロ—六・六・九—トリメチル——ペンチル—六H—ジベンゾ「b・d」ピラン——オール及びその塩類 百二十二〇百六十一（略） 百六十二 二（四—メトキシベンジル）——五—ニトロ——（二—（ピロジン——イル）エチル）ベンズイミダゾール及びその塩類 百六十三〇百六十八（略） （向精神薬）	（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十七号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一〇十一（略） （新設） 十二〇二十三（略） （新設） 二十四〇八十一（略） （新設） 八十二〇百十七（略） （新設） 百十八〇百五十七（略） （新設） 百五十八〇百六十三（略） （向精神薬）

第四条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。

一〇六十四 (略)

六十五 N―(プロパン―ニール)カルバミン酸ニ―(カル

バモイルオキシ)メチル―ニ―メチルペンチル(別名カリソ

プロドール)及びその塩類

六十六〇八十 (略)

第四条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。

一〇六十四 (略)

(新設)

六十五〇七十九 (略)